



# 宮 崎 県 公 報

平成20年11月28日（金曜日）号外 第 66 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料（送 料 共） 1 年 36,000 円

## 目 次

規 則	頁	
○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則……（行政経営課） 1		○宮崎県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則……………18
○知事の所轄する社会福祉法人に関する規則の一部を改正する規則……………（福祉保健課） 13		<b>教育長訓令</b>
<b>訓 令</b>		○宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令……………19
○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令……（行政経営課） 15		<b>公安委員会規則</b>
<b>教育委員会規則</b>		○宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則……………20
○県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則及び県教育庁組織規則の一部を改正する規則……………18		○宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………21
		○宮崎県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則……………22

## 規 則

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。  
平成20年11月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県規則第68号

#### 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 （宮崎県事務委任規則の一部改正）

第 1 条 宮崎県事務委任規則（昭和40年宮崎県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
出先機関 の長	委 任 事 務	出先機関 の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
西臼杵支 庁長	1 [略] 1の2 社会福祉法（昭和26年法律第45号）による次の事務（（1）から(11)まで、(13)及び(14)に掲げる事務にあっては、長寿介護課所管の社会福祉法人及び市町村の区域を単位とする社会福祉協議会に係るものに限る。） (1)～(8) [略]  (9)・(10) [略] (11) 第55条において準用する民法（明治29年法律第89号）第77条第2項及び同法第83条の規定による届出の受理に關すること。	西臼杵支 庁長	1 [略] 1の2 社会福祉法（昭和26年法律第45号）による次の事務（（1）から(12)まで、(14)及び(15)に掲げる事務にあっては、長寿介護課所管の社会福祉法人及び市町村の区域を単位とする社会福祉協議会に係るものに限る。） (1)～(8) [略] (9) 第46条の7の規定による届出の受理に關すること。 (10) 第47条の3の規定による届出の受理に關すること。 (11)・(12) [略]

	<p>(12)～(19) [略] 2～35の2 [略] 36 土地改良法(昭和24年法律第195号)による次の事務 (1)・(2) [略] (3) 第68条第2項において準用する第18条第16項の規定による清算人の就任、退任、氏名の変更及び住所の変更の届出の受理に関すること。 (4) 第76条において準用する民法第83条の規定による清算結了の届出の受理に関すること。 (5)・(6) [略] (7) 第84条において準用する第76条において準用する民法第83条の規定による清算結了の届出の受理に関すること。 (8)～(22) [略] 36の2～59 [略]</p>		<p>(13)～(20) [略] 2～35の2 [略] 36 土地改良法(昭和24年法律第195号)による次の事務 (1)・(2) [略] (3) 第68条第4項において準用する第18条第16項の規定による清算人の就任、退任、氏名の変更及び住所の変更の届出の受理に関すること。 (4) 第71条の2の規定による清算結了の届出の受理に関すること。 (5)・(6) [略] (7) 第84条において準用する第71条の2の規定による清算結了の届出の受理に関すること。 (8)～(22) [略] 36の2～59 [略]</p>
<p>[略]</p> <p>福祉こどもセンター所長及び福祉事務所所長</p>	<p>1 社会福祉法による次の事務((1)から(11)まで、(13)及び(14)に掲げる事務にあっては、長寿介護課所管の社会福祉法人及び市町村の区域を単位とする社会福祉協議会に係るものに限る。) (1)～(8) [略]  (9)・(10) [略] (11) 第55条において準用する民法第77条第2項及び第83条の規定による届出の受理に関すること。 (12)～(19) [略] 1の2～9 [略]</p>	<p>[略]</p> <p>福祉こどもセンター所長及び福祉事務所所長</p>	<p>1 社会福祉法による次の事務((1)から(12)まで、(14)及び(15)に掲げる事務にあっては、長寿介護課所管の社会福祉法人及び市町村の区域を単位とする社会福祉協議会に係るものに限る。) (1)～(8) [略] (9) 第46条の7の規定による届出の受理に関すること。 (10) 第47条の3の規定による届出の受理に関すること。 (11)・(12) [略]  (13)～(20) [略] 1の2～9 [略]</p>
<p>保健所所長</p>	<p>1 医療法(昭和23年法律第205号)による次の事務 (1)～(18) [略]  (19)～(21) [略] (22) 第51条第1項の規定による決算の届出の受理に関すること。 (23) 第55条第3項の規定による解散認可の申請の受理に関すること。 (24) 第55条第5項の規定による解散の届出の受理に関すること。 (25) 第56条第2項の規定による残余財産の処分認可の申請の受理に関すること。 (26) 第56条第3項の規定による財産の帰属認可の申請の受理に関すること。</p>	<p>保健所所長</p>	<p>1 医療法(昭和23年法律第205号)による次の事務 (1)～(18) [略] (19) 第46条の4第6項の規定による特別代理人の選任の請求の受理に関すること。 (20)～(22) [略] (23) 第52条第1項の規定による事業報告書等の届出の受理に関すること。 (24) 第55条第6項の規定による解散認可の申請の受理に関すること。 (25) 第55条第8項の規定による解散の届出の受理に関すること。  (26) 第56条の6の規定による清算人の就職の届出の受理に関すること。 (27) 第56条の11の規定による清算結了の届出</p>

<p>(27)・(28) [略]</p> <p>(29) 第68条において準用する民法第57条の規定による特別代理人の選任の請求の受理に關すること。</p> <p>(30) 第68条において準用する民法第77条第2項の規定による清算人の就任の届出の受理に關すること。</p> <p>(31) 第68条において準用する民法第83条の規定による清算結了の届出の受理に關すること。</p> <p>1の2～31 [略]</p> <p>31の2 社会福祉法による次の事務（健康増進課所管の社会福祉法人に係るものに限る。）</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9)・(10) [略]</p> <p>(11) 第55条において準用する民法第77条第2項及び第83条の規定による届出の受理に關すること。</p> <p>(12)～(14) [略]</p> <p>32～69 [略]</p>	<p>の受理に關すること。</p> <p>(28)・(29) [略]</p> <p>1の2～31 [略]</p> <p>31の2 社会福祉法による次の事務（健康増進課所管の社会福祉法人に係るものに限る。）</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 第46条の7の規定による届出の受理に關すること。</p> <p>(10) 第47条の3の規定による届出の受理に關すること。</p> <p>(11)・(12) [略]</p> <p>(13)～(15) [略]</p> <p>32～69 [略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>農林振興局長</p> <p>1～2の31 [略]</p> <p>3 土地改良法による次の事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第68条第2項において準用する第18条第16項の規定による清算人の就任、退任、氏名の変更及び住所の変更の届出の受理に關すること。</p> <p>(4) 第76条において準用する民法第83条の規定による清算結了の届出の受理に關すること。</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>(7) 第84条において準用する第76条において準用する民法第83条の規定による清算結了の届出の受理に關すること。</p> <p>(8)～(22) [略]</p> <p>3の2～23 [略]</p>	<p>農林振興局長</p> <p>1～2の31 [略]</p> <p>3 土地改良法による次の事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第68条第4項において準用する第18条第16項の規定による清算人の就任、退任、氏名の変更及び住所の変更の届出の受理に關すること。</p> <p>(4) 第71条の2の規定による清算結了の届出の受理に關すること。</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>(7) 第84条において準用する第71条の2の規定による清算結了の届出の受理に關すること。</p> <p>(8)～(22) [略]</p> <p>3の2～23 [略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第2条 児童福祉法施行細則(昭和45年宮崎県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第14号の14(第6条の8関係)</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 「法人である場合その種別」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団</p>	<p>様式第14号の14(第6条の8関係)</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 「法人である場合その種別」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、<u>「医療法人」</u>、「一般社団法人</p>

<p>法人」「株式会社」等の別を記載してください。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第14号の15 (第6条の8関係)</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1 「法人の種類」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「<u>社団法人</u>」、「<u>財団法人</u>」、「株式会社」、「<u>有限会社</u>」等の別を記入してください。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>[略]</p>	<p>」、「一般財団法人」、「株式会社」等の別を記載してください。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第14号の15 (第6条の8関係)</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1 「法人の種類」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「<u>一般社団法人</u>」、「<u>一般財団法人</u>」、「株式会社」、「<u>有限会社</u>」等の別を記入してください。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>[略]</p>
---	---

(土地改良法施行細則の一部改正)

第3条 土地改良法施行細則(昭和53年宮崎県規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(清算人の就任及び退任の届出)</p> <p>第20条 法第68条第2項(法第84条において準用する場合を含む。以下次条において同じ。)において準用する法第18条第16項前後の規定による届出は、別記様式第19号による届出書によってしなければならない。</p> <p>(清算人の住所及び氏名の変更の届出)</p> <p>第21条 法第68条第2項において準用する法第18条第16項後段の規定による届出は、別記様式第20号による届出書によってしなければならない。</p> <p>(合併の認可の申請)</p> <p>第22条 法第72条第2項の認可の申請は、別記様式第21号による申請書によってしなければならない。</p> <p>(清算終了の届出)</p> <p>第23条 法第76条(法第84条において準用する場合を含む。)において準用する民法(明治29年法律第89号)第83条の規定による届出は、別記様式第22号による届出書に、次に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(1) 清算報告書</p> <p>(2) 清算報告に係る総会の議事録の謄本</p> <p>(県営土地改良事業の施行の申請等)</p> <p>第26条 法第85条第6項、第85条の2第9項、第85条の3第5項若しくは第11項又は第85条の4第3項の申請書の様式は、別記様式第25号によるものとする。</p> <p>2 前項の申請書には、それぞれ法第85条第6項及び省令第57条の3に規定する書類、法第85条の2第9項及び省令第57条の15に規定する書類、法第85条の3第5項及び省令第57条の21に規定する書類、法第85条の3第11項及び省令第57条の28において準用する省令第57条の21に規定する書類又は法第85条の4第3項及び省令第57条の31に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>様式第16号(第17条関係)</p> <p>[略]</p> <p>次のとおり換地処分をしたので、土地改良法第54条第3項(第</p>	<p>(清算人の就任及び退任の届出)</p> <p>第20条 法第68条第4項(法第84条において準用する場合を含む。以下次条において同じ。)において準用する法第18条第16項前段の規定による届出は、別記様式第19号による届出書によってしなければならない。</p> <p>(清算人の住所及び氏名の変更の届出)</p> <p>第21条 法第68条第4項において準用する法第18条第16項後段の規定による届出は、別記様式第20号による届出書によってしなければならない。</p> <p>(清算終了の届出)</p> <p>第22条 法第71条の2(法第84条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第21号による届出書に、次に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(1) 清算報告書</p> <p>(2) 清算報告に係る総会の議事録の謄本</p> <p>(合併の認可の申請)</p> <p>第23条 法第72条第2項の認可の申請は、別記様式第22号による申請書によってなければならない。</p> <p>(県営土地改良事業の施行の申請等)</p> <p>第26条 法第85条第8項、第85条の2第10項、第85条の3第5項若しくは第11項又は第85条の4第4項の申請書の様式は、別記様式第25号によるものとする。</p> <p>2 前項の申請書には、それぞれ法第85条第8項及び省令第57条の3に規定する書類、法第85条の2第10項及び省令第57条の15に規定する書類、法第85条の3第5項及び省令第57条の21に規定する書類、法第85条の3第11項及び省令第57条の28において準用する省令第57条の21に規定する書類又は法第85条の4第4項及び省令第57条の31に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>様式第16号(第17条関係)</p> <p>[略]</p> <p>次のとおり換地処分をしたので、土地改良法第54条第3項(第</p>

94条（第94条の4）において準用する第54条第3項）の規定により届け出ます。

〔略〕

様式第19号（第20条関係）

〔略〕

次のとおり清算人が就任（退任）したので、土地改良法第68条第2項において準用する第18条第16項前段（第84条において準用する第68条第2項において準用する第18条第16項前段）の規定により届け出ます。

〔略〕

様式第20号（第21条関係）

〔略〕

次のとおり清算人の住所（氏名）に変更があったので、土地改良法第68条第2項（第84条において準用する第68条第2項）において準用する第18条第16項後段の規定により届け出ます。

〔略〕

様式第21号（第22条関係）

土地改良区合併認可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

申請者

氏 名 ㊟

次のとおり合併したいので、土地改良法第72条第2項の規定により認可を申請します。

1 新設合併又は吸収合併の別

2 合併によって設立し、又は存続する土地改良区の名称及び事務所の所在地  
(添付書類)

1

2

3

(注) 申請者の欄は、連署すること。

様式第22号（第23条関係）

清算終了届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

申請者（電話番号）（郵便番号）

氏 名 ㊟

清算を結了したので、土地改良法第76条（第84条において準用する第76条）において準用する民法第83条の規定により届け出ます。

1 清算の結了した土地改良区の名称

(添付書類)

1

2

(注) 1 届出者が複数の場合は、届出者の欄は、連署すること

2

2 不要の文字はまっ消すること。

(農業協同組合法施行規則の一部改正)

第4条 農業協同組合法施行規則（平成6年宮崎県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

96条（第96条の4）において準用する第54条第3項）の規定により届け出ます。

〔略〕

様式第19号（第20条関係）

〔略〕

次のとおり清算人が就任（退任）したので、土地改良法第68条第4項において準用する第18条第16項前段（第84条において準用する第68条第4項において準用する第18条第16項前段）の規定により届け出ます。

〔略〕

様式第20号（第21条関係）

〔略〕

次のとおり清算人の住所（氏名）に変更があったので、土地改良法第68条第4項（第84条において準用する第68条第4項）において準用する第18条第16項後段の規定により届け出ます。

〔略〕

様式第21号（第22条関係）

清算終了届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

申請者（電話番号）（郵便番号）

氏 名 ㊟

清算を結了したので、土地改良法第71条の2（法第84条において準用する第71条の2）の規定により届け出ます。

1 清算の結了した土地改良区の名称

(添付書類)

1

2

(注) 1 届出者が複数の場合は、届出者の欄は、連署すること

2

2 不要の文字はまっ消すること。

様式第22号（第23条関係）

土地改良区合併認可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

申請者

氏 名 ㊟

次のとおり合併したいので、土地改良法第72条第2項の規定により認可を申請します。

1 新設合併又は吸収合併の別

2 合併によって設立し、又は存続する土地改良区の名称及び事務所の所在地  
(添付書類)

1

2

3

(注) 申請者の欄は、連署すること。



改正前	改正後
<p>(仮理事の選任等の請求)</p> <p>第56条 法第73条第2項において準用する民法(明治29年法律第89号)第56条の請求をしようとする者は、別記様式第54号による請求書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(監事の報告)</p> <p>第57条 法第73条第2項において準用する民法第59条第3号の規定による報告をしようとする監事は、別記様式第55号による報告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(清算終了の届出)</p> <p>第58条 法第73条第4項において準用する民法第83条の規定による届出をしようとする清算人は、法第81条の清算終了の登記の完了した日から7日以内に、別記様式第56号による届出書に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>様式第54号(第56条関係)</p> <p style="text-align: center;">農事組合法人仮理事選任請求書</p> <p>[略]</p> <p>農事組合法人は、理事の職務を行う者がいないため遅滞により損害を生ずるおそれがあるので、<u>農業協同組合法第73条第2項の規定において準用する民法第56条の規定により、仮理事の選任を請求します。</u></p> <p>[略]</p> <p>様式第55号(第57条関係)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">業務の執行</p> <p>農事組合法人の につき、不整の事項を発見した財産の状況</p> <p>ので、<u>農業協同組合法第73条第2項の規定において準用する民法第59条第3号の規定により、次のとおり報告します。</u></p> <p>[略]</p> <p>様式第56号(第58条関係)</p> <p>[略]</p> <p>清算終了の登記を完了したので、<u>農業協同組合法第73条第4項において準用する民法第83条の規定により、次のとおり届け出ます。</u></p> <p>[略]</p>	<p>(一時理事の職務を行うべき者の選任の請求)</p> <p>第56条 法第72条の12の6の請求をしようとする者は、別記様式第54号による請求書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(監事の報告)</p> <p>第57条 法第72条の12の8第3号に規定する報告をしようとする監事は、別記様式第55号による報告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(清算終了の届出)</p> <p>第58条 法第72条の18の10の規定による届出をしようとする清算人は、法第80条の清算終了の登記の完了した日から7日以内に、別記様式第56号による届出書に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>様式第54号(第56条関係)</p> <p style="text-align: center;">農事組合法人一時理事の職務を行うべき者選任請求書</p> <p>[略]</p> <p>農事組合法人は、理事の職務を行う者がいないため遅滞により損害を生ずるおそれがあるので、<u>農業協同組合法第72条の12の6の規定により、一時理事の職務を行うべき者の選任を請求します。</u></p> <p>[略]</p> <p>様式第55号(第57条関係)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">業務の執行</p> <p>農事組合法人の につき、不整の事項を発見した財産の状況</p> <p>ので、<u>農業協同組合法第72条の12の8第3号の規定により、次のとおり報告します。</u></p> <p>[略]</p> <p>様式第56号(第58条関係)</p> <p>[略]</p> <p>清算終了の登記を完了したので、<u>農業協同組合法第72条の18の10の規定により、次のとおり届け出ます。</u></p> <p>[略]</p>

(うなぎ稚魚の取扱いに関する条例施行規則の一部改正)

第5条 うなぎ稚魚の取扱いに関する条例施行規則(平成7年宮崎県規則第48号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(国の機関等がするうなぎ稚魚の譲受け等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 条例第3条第7号に規定するうなぎ稚魚の譲受け等をする場合は、次の各号に掲げる者が当該各号に掲げる行為をする場合とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) センター <u>寄附行為</u>に定める事業の範囲内でするうなぎ稚魚の譲受け等</p> <p>(3)～(16) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>(国の機関等がするうなぎ稚魚の譲受け等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 条例第3条第7号に規定するうなぎ稚魚の譲受け等をする場合は、次の各号に掲げる者が当該各号に掲げる行為をする場合とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) センター <u>定款</u>に定める事業の範囲内でするうなぎ稚魚の譲受け等</p> <p>(3)～(16) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>

(宮崎県行政組織規則の一部改正)

第6条 宮崎県行政組織規則(平成10年宮崎県規則第15号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
<p style="text-align: center;">(行政経営課)</p> <p>第12条 行政経営課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>知事の所管に属する公益法人の総合調整に関する</u>こと。</p> <p>(9)・(10) [略]</p> <p style="text-align: center;">(宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)</p> <p>第7条 宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年宮崎県規則第69号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p style="text-align: center;">(行政経営課)</p> <p>第12条 行政経営課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人の総合調整に関する</u>こと。</p> <p>(9)・(10) [略]</p>																		
<p style="text-align: center;">(事業報告書等の提出)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 特定非営利活動法人(以下「法人」という。)は、法第29条第2項の閲覧の用に供するため、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる提出すべき書類を、同表の右欄に掲げる提出すべき時期において、それぞれ1通を知事に提出するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">提 出 す べ き 書 類</th> <th style="text-align: center;">提 出 す べ き 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 設立 又は合 併の認 証を受 けた場 合</td> <td>当該設立又は合併の認証に係る法第10条第1項第1号の書類、法第13条第2項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)の登記に関する書類の写し及び法第14条において準用する民法(明治29年法律第89号)第51条第1項の設立の時の財産目録又は法第35条第1項の合併の時の財産目録</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>様式第8号(第11条関係)</p> <p style="text-align: center;">清算人就職届出書</p> <p>[略]</p> <p>当法人の解散に係る清算中に清算人が就職したので、特定非営利活動促進法第40条において準用する民法第77条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。</p> <p>[略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 清算人が就職した年月日</p> <p>様式第10号(第13条関係)</p> <p>[略]</p> <p>当法人の清算が終了したので、特定非営利活動促進法第40条において準用する民法第83条の規定により届け出ます。</p>	区 分	提 出 す べ き 書 類	提 出 す べ き 時 期	1 設立 又は合 併の認 証を受 けた場 合	当該設立又は合併の認証に係る法第10条第1項第1号の書類、法第13条第2項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)の登記に関する書類の写し及び法第14条において準用する民法(明治29年法律第89号)第51条第1項の設立の時の財産目録又は法第35条第1項の合併の時の財産目録	[略]	[略]			<p style="text-align: center;">(事業報告書等の提出)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 特定非営利活動法人(以下「法人」という。)は、法第29条第2項の閲覧の用に供するため、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる提出すべき書類を、同表の右欄に掲げる提出すべき時期において、それぞれ1通を知事に提出するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">提 出 す べ き 書 類</th> <th style="text-align: center;">提 出 す べ き 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 設立 又は合 併の認 証を受 けた場 合</td> <td>当該設立又は合併の認証に係る法第10条第1項第1号の書類、法第13条第2項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)の登記に関する書類の写し及び法第14条の財産目録又は法第35条第1項の合併の時の財産目録</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>様式第8号(第11条関係)</p> <p style="text-align: center;">清算人就任届出書</p> <p>[略]</p> <p>当法人の解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、下記のとおり届け出ます。</p> <p>[略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 清算人が就任した年月日</p> <p>様式第10号(第13条関係)</p> <p>[略]</p> <p>当法人の清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により届け出ます。</p>	区 分	提 出 す べ き 書 類	提 出 す べ き 時 期	1 設立 又は合 併の認 証を受 けた場 合	当該設立又は合併の認証に係る法第10条第1項第1号の書類、法第13条第2項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)の登記に関する書類の写し及び法第14条の財産目録又は法第35条第1項の合併の時の財産目録	[略]	[略]		
区 分	提 出 す べ き 書 類	提 出 す べ き 時 期																	
1 設立 又は合 併の認 証を受 けた場 合	当該設立又は合併の認証に係る法第10条第1項第1号の書類、法第13条第2項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)の登記に関する書類の写し及び法第14条において準用する民法(明治29年法律第89号)第51条第1項の設立の時の財産目録又は法第35条第1項の合併の時の財産目録	[略]																	
[略]																			
区 分	提 出 す べ き 書 類	提 出 す べ き 時 期																	
1 設立 又は合 併の認 証を受 けた場 合	当該設立又は合併の認証に係る法第10条第1項第1号の書類、法第13条第2項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)の登記に関する書類の写し及び法第14条の財産目録又は法第35条第1項の合併の時の財産目録	[略]																	
[略]																			
<p style="text-align: center;">(指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の指定等に関する規則の一部改正)</p> <p>第8条 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の指定等に関する規則(平成11年宮崎県規則第57号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>																			
改正前	改正後																		
<p>別記</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <p>[略]</p> <p>備考 1 [略]</p> <p>2 「法人の種類別」欄は、申請者が法人である場合に、「</p>	<p>別記</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <p>[略]</p> <p>備考 1 [略]</p> <p>2 「法人の種類別」欄は、申請者が法人である場合に、「</p>																		

<p>社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」、「有限会社」等の別を記入してください。</p> <p>3～6 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第 2 号 (第 3 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>備考 1 [略]</p> <p>2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」、「有限会社」等の別を記入してください。</p> <p>3～7 [略]</p>	<p>社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「株式会社」、「有限会社」等の別を記入してください。</p> <p>3～6 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第 2 号 (第 3 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>備考 1 [略]</p> <p>2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「株式会社」、「有限会社」等の別を記入してください。</p> <p>3～7 [略]</p>
--	--

(消費生活協同組合法施行細則の一部改正)

第 9 条 消費生活協同組合法施行細則 (平成12年宮崎県規則第81号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(届出)</p> <p>第 6 条 組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく当該各号に掲げる様式により知事に届け出るものとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 民法(明治29年法律第89号)第70条の規定により破産手続開始の申立てをし、又は破産手続開始の決定を受けた場合 別記様式第13号</p> <p>(10)～(12) [略]</p>	<p>(届出)</p> <p>第 6 条 組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく当該各号に掲げる様式により知事に届け出るものとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>破産法(平成16年法律第75号)第19条第4項において準用する同条第1項の規定による破産手続開始の申立てをし、又は同法第30条第1項の規定による破産手続開始の決定を受けた場合</u> 別記様式第13号</p> <p>(10)～(12) [略]</p>

(宮崎県中小企業高度化資金貸付規則の一部改正)

第10条 宮崎県中小企業高度化資金貸付規則(平成12年宮崎県規則第 130号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸付対象事業等)</p> <p>第 2 条 県は、中小企業者、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)第 9 条第 1 項に規定する中小企業者等、下請中小企業振興法(昭和45年法律第 145号)第 5 条第 1 項に規定する特定下請組合等、独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成16年政令第 182号)第 2 条第 1 項第 2 号イに規定する特定中小企業団体及び同号ホに規定する特定社団法人並びに同項第 3 号に規定する事業協同組合等及び特定中小事業者並びに同条第 2 項第 1 号に規定する特定会社、民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人(以下「公益法人」という。)、商工会、商工会連合会、商工会議所、日本商工会議所並びに市町村で、次の各号に掲げる事業のいずれかを行うもの並びに法第15条第 1 項第 4 号の規定により業務を行う独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)に対し、高度化資金を貸し付けるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(連帯保証人等)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(貸付対象事業等)</p> <p>第 2 条 県は、中小企業者、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)第 9 条第 1 項に規定する中小企業者等、下請中小企業振興法(昭和45年法律第 145号)第 5 条第 1 項に規定する特定下請組合等、独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成16年政令第 182号)第 2 条第 1 項第 2 号イに規定する特定中小企業団体及び同号ホに規定する<u>一般社団法人並びに同項第 3 号に規定する事業協同組合等及び特定中小事業者並びに同条第 2 項第 1 号に規定する特定会社、一般社団法人若しくは一般財団法人(一般社団法人にあってはその社員総会における議決権の 2 分の 1 以上を中小企業者その他の経済産業省令で定める者が有しているもの、一般財団法人にあっては設立に際して</u> <u>拠出された財産の価額の 2 分の 1 以上が中小企業者その他の経済産業省令で定める者により拠出されているものに限る。以下「一般社団法人等」という。)</u>、商工会、商工会連合会、商工会議所、日本商工会議所並びに市町村で、次の各号に掲げる事業のいずれかを行うもの並びに法第15条第 1 項第 4 号の規定により業務を行う独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)に対し、高度化資金を貸し付けるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(連帯保証人等)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 [略]</p>



3 第 1 項の規定にかかわらず、公益法人が貸付決定者であるときは、当該公益法人に出資又は出捐している地方公共団体の損失補償をもって連帯保証に代えることができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、一般社団法人等が貸付決定者であるときは、当該一般社団法人等に出資又は出捐している地方公共団体の損失補償をもって連帯保証に代えることができる。

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第11条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年宮崎県規則第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(鳥獣の保護繁殖上一般に支障がないと認められる行為の指定)</p> <p>第 8 条 法第29条第 7 項ただし書に規定する鳥獣の保護に支障がないと認められる行為であって知事が定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 法第29条第 7 項第 4 号の政令で定める行為のうち、次に掲げる行為</p> <p>ア～ク [略]</p> <p>ケ 国若しくは地方公共団体の試験研究機関若しくは大学又は<u>民法(昭和29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人</u>で学術の研究を目的とするものが試験研究又は学術研究として行う行為(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)</p> <p>)</p> <p>コ～ス [略]</p>	<p>(鳥獣の保護繁殖上一般に支障がないと認められる行為の指定)</p> <p>第 8 条 法第29条第 7 項ただし書に規定する鳥獣の保護に支障がないと認められる行為であって知事が定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 法第29条第 7 項第 4 号の政令で定める行為のうち、次に掲げる行為</p> <p>ア～ク [略]</p> <p>ケ 国若しくは地方公共団体の試験研究機関、大学又は<u>一般社団法人若しくは一般財団法人</u>で学術の研究を目的とするものが試験研究又は学術研究として行う行為(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)</p> <p>コ～ス [略]</p>

(医療法施行細則の一部改正)

第12条 医療法施行細則(平成18年宮崎県規則第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(法人解散の届出)</p> <p>第26条 法第55条第 5 項の規定による届出は、<u>医療法人解散届(別記様式第39号)</u>によるものとする。</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない</p> <p>Ⓢ</p> <p>(1) 解散の理由書</p> <p>(2) 財産目録及び貸借対照表</p> <p>(3) 残余財産の処分に関する事項を記載した書類</p> <p>(4) 処分すべき財産の種類及び価格を証する書類</p> <p>(特別代理人の選任申請)</p> <p>第31条 法第68条において準用する民法(明治29年法律第89号)第 57条の規定により特別代理人の選任を請求しようとする者は、特別代理人選任申請書(別記様式第44号)に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(清算中の清算人就職の届出)</p> <p>第32条 法第68条において準用する民法第77条第 2 項(届出に関する部分に限る。)の規定による届出は、<u>医療法人清算人就職届(別記様式第45号)</u>によるものとする。</p> <p>(清算結了の届出)</p>	<p>第26条 削除</p> <p>(特別代理人の選任申請)</p> <p>第31条 法第46条の 4 第 6 項の規定により特別代理人の選任を請求しようとする者は、特別代理人選任申請書(別記様式第44号)に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(法人解散の届出)</p> <p>第31条の 2 法第55条第 8 項の規定による届出は、<u>医療法人解散届(別記様式第44号の 2)</u>によるものとする。</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない</p> <p>Ⓢ</p> <p>(1) 解散の理由書</p> <p>(2) 財産目録及び貸借対照表</p> <p>(3) 残余財産の処分に関する事項を記載した書類</p> <p>(4) 処分すべき財産の種類及び価格を証する書類</p> <p>(清算中の清算人就職の届出)</p> <p>第32条 法第56条の 6 の規定による届出は、<u>医療法人清算人就職届(別記様式第45号)</u>によるものとする。</p> <p>(清算結了の届出)</p>

第33条 法第68条において準用する民法第83条の規定による届出は、医療法人清算結了届（別記様式第46号）によるものとする。  
 様式第38号（第25条関係）  
 [略]  
 次のとおり医療法人の解散の認可を受けたいので、医療法第55条第3項の規定により申請します。  
 [略]

第33条 法第56条の11の規定による届出は、医療法人清算結了届（別記様式第46号）によるものとする。  
 様式第38号（第25条関係）  
 [略]  
 次のとおり医療法人の解散の認可を受けたいので、医療法第55条第6項の規定により申請します。  
 [略]

別記様式第39号を次のように改める。

様式第39号 削除

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第44号（第31条関係） [略] 次のとおり特別代理人の選任を受けたいので、 <u>医療法第68条</u> において準用する民法第57条の規定により申請します。 [略]	様式第44号（第31条関係） [略] 次のとおり特別代理人の選任を受けたいので、 <u>医療法第46条の4第6項</u> の規定により申請します。 [略]

別記様式第44号の次に次の1様式を加える。

様式第 44 号の 2 (第 31 条の 2 関係)

## 医 療 法 人 解 散 届

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

清算人氏名

印

次のとおり医療法人を解散したので、医療法第 55 条第 8 項の規定により届け出ます。

医 療 法 人 の 名 称					
主たる事務所の所在地					
廃止した病院、 診療所又は介護 老人保健施設	名 称			電話番号	
	所 在 地				
	廃止年月日	年 月 日			
解 散 年 月 日		年 月 日			
解 散 の 事 由		(1) 定款 (寄附行為) をもって定めた解散事由の発生 (2) 社員の欠亡			
資 産	総 額  (3) - (4)	内 容			
		(1) 基本財産	(2) 運用財産	(3) 積極財産 (1)+(2)	(4) 負 債
	円	円	円	円	円
清 算 人	氏 名	住 所		電 話 番 号	

## 添付書類

- 1 解散の理由書
- 2 財産目録及び貸借対照表
- 3 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
- 4 処分すべき財産の種類及び価格を証する書類

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第45号（第32条関係）</p> <p style="text-align: center;">医療法人清算人就任届</p> <p>[略]</p> <p>次のとおり清算人の異動があり、新たに清算人<u>就任</u>登記を行ったので、医療法第68条において準用する民法第77条第2項の規定により届け出ます。</p> <p>[略]</p> <p>様式第46号（第33条関係）</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付けをもって解散した当医療法人の清算は、年 月 日に結了しましたので、医療法第68条において準用する民法第83条の規定により清算書を添えて届け出ます。</p>	<p>様式第45号（第32条関係）</p> <p style="text-align: center;">医療法人清算人就職届</p> <p>[略]</p> <p>次のとおり清算人の異動があり、新たに清算人<u>就職</u>登記を行ったので、医療法第56条の6の規定により届け出ます。</p> <p>[略]</p> <p>様式第46号（第33条関係）</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付けをもって解散した当医療法人の清算は、年 月 日に結了しましたので、医療法第56条の11の規定により清算書を添えて届け出ます。</p>

（宮崎県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正）

第13条 宮崎県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成18年宮崎県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																
<p>別表第1（第3条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>宮崎県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則（昭和44年宮崎県教育委員会規則第7号）</td> <td style="text-align: center;">第12条第1項</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>宮崎県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和57年宮崎県教育委員会規則第10号）</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和59年宮崎県規則第5号）</td> <td style="text-align: center;">第8条</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成6年宮崎県規則第29号）</td> <td style="text-align: center;">第15条</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]		宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）	[略]	宮崎県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則（昭和44年宮崎県教育委員会規則第7号）	第12条第1項	[略]		宮崎県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和57年宮崎県教育委員会規則第10号）	[略]	知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和59年宮崎県規則第5号）	第8条	[略]		知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成6年宮崎県規則第29号）	第15条	[略]		<p>別表第1（第3条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>宮崎県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和57年宮崎県教育委員会規則第10号）</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成6年宮崎県規則第29号）</td> <td style="text-align: center;">第27条</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]		宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）	[略]	[略]		宮崎県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和57年宮崎県教育委員会規則第10号）	[略]	[略]		知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成6年宮崎県規則第29号）	第27条	[略]	
[略]																																	
宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）	[略]																																
宮崎県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則（昭和44年宮崎県教育委員会規則第7号）	第12条第1項																																
[略]																																	
宮崎県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和57年宮崎県教育委員会規則第10号）	[略]																																
知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和59年宮崎県規則第5号）	第8条																																
[略]																																	
知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成6年宮崎県規則第29号）	第15条																																
[略]																																	
[略]																																	
宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）	[略]																																
[略]																																	
宮崎県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和57年宮崎県教育委員会規則第10号）	[略]																																
[略]																																	
知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成6年宮崎県規則第29号）	第27条																																
[略]																																	

（障害者自立支援法施行細則の一部改正）

第14条 障害者自立支援法施行細則（平成18年宮崎県規則第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>別記</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考</p>	<p>別記</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考</p>

<p>1 [略]</p> <p>2 「法人である場合その種別」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「<u>社団法人</u>」、「<u>財団法人</u>」、「株式会社」等の別を記載してください。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 「法人である場合その種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「<u>社団法人</u>」、「<u>財団法人</u>」、「株式会社」等の別を記載してください。</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>1 [略]</p> <p>2 「法人である場合その種別」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「<u>一般社団法人</u>」、「<u>一般財団法人</u>」、「株式会社」等の別を記載してください。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 「法人である場合その種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「<u>一般社団法人</u>」、「<u>一般財団法人</u>」、「株式会社」等の別を記載してください。</p> <p>3～5 [略]</p>
--	--

（宮崎県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部改正）

第15条 宮崎県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則（平成19年宮崎県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>別記</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考 1 [略]</p> <p>2 「法人の種別」欄は、「社会福祉法人」「医療法人」「<u>社団法人</u>」「<u>財団法人</u>」「株式会社」等の別を記入してください。</p> <p>3～7 [略]</p> <p>[略]</p>	<p>別記</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考 1 [略]</p> <p>2 「法人の種別」欄は、「社会福祉法人」、「医療法人」、「<u>一般社団法人</u>」、「<u>一般財団法人</u>」、「株式会社」等の別を記入してください。</p> <p>3～7 [略]</p> <p>[略]</p>

#### 附 則

（施行期日）

- この規則は、平成20年12月1日から施行する。  
（知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の廃止）
- 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和59年宮崎県規則第5号）は、廃止する。  
（宮崎県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 第13条の規定による改正前の宮崎県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則別表第1左欄に掲げる宮崎県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則（昭和44年宮崎県教育委員会規則第7号）の右欄に掲げる規定及び同表左欄に掲げる知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の右欄に掲げる規定による書面の保存については、なお従前の例による。  
（用紙に関する経過措置）
- この規則の施行の際現に存する第2条の規定による改正前の児童福祉法施行細則、第3条の規定による改正前の土地改良法施行細則、第4条の規定による改正前の農業協同組合法施行規則、第7条の規定による改正前の宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則、第8条の規定による改正前の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の指定等に関する規則、第12条の規定による改正前の医療法施行細則、第14条の規定による改正前の障害者自立支援法施行細則及び第15条の規定による改正前の宮崎県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

知事の所轄する社会福祉法人に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 宮崎県規則第69号

##### 知事の所轄する社会福祉法人に関する規則の一部を改正する規則

知事の所轄する社会福祉法人に関する規則（昭和62年宮崎県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。



改正前	改正後
<p>(設立登記の届出)</p> <p>第3条 法人は、法第28条第1項の規定により設立の登記をしたときは、社会福祉法人設立登記完了届(別記様式第2号)に当該登記に係る登記簿謄本及び登記所に届け出た印鑑の証明書を添付して、遅滞なく知事に届け出なければならない。</p> <p>(役員異動の届出)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の届出が新たに就任する役員に係るものであるときは、その者の就任承諾書、印鑑登録証明書及び履歴書を添付し、代表権を有する理事の就任に係るものであるときは、変更の登記後の登記簿謄本を添付しなければならない。</p> <p>(定款の変更認可の申請等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 定款の変更の認可を受けた法人は、当該定款の変更認可に伴い法第28条第1項の規定により変更の登記をしたときは、社会福祉法人変更登記完了届(別記様式第6号)に変更の登記後の登記簿謄本を添付して、遅滞なく知事に届け出なければならない。</p> <p>(基本財産の処分の申請)</p> <p>第8条 法人は、基本財産を処分し、又は担保に供することについて、定款の定めるところにより知事の承認を受けようとするときは、基本財産の処分にあつては社会福祉法人基本財産処分承認申請書(別記様式第8号)に、基本財産の担保提供にあつては社会福祉法人基本財産担保提供承認申請書(別記様式第9号)に、それぞれ次に掲げる書類を添付して、知事に正副2部を提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 処分し、又は担保に供する物件が不動産の場合は、当該物件の登記簿謄本及び価格評価書</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(仮理事選任の請求)</p> <p>第11条 法第45条において準用する民法(明治29年法律第89号)第56条の規定により仮理事の選任の請求をしようとする利害関係人は、社会福祉法人仮理事選任請求書(別記様式第11号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法人の登記簿謄本</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(解散の認可又は認定の申請等)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 解散の認可又は認定を受けた法人は、解散の登記及び清算人の就任の登記をしたときは、社会福祉法人解散登記等完了届(別記様式第13号)にこれらの登記後の登記簿謄本を添付して、遅滞なく知事に届け出なければならない。</p> <p>(清算人就任の届出)</p> <p>第14条 解散した法人の清算中に就任した清算人は、法第55条において準用する民法第77条第2項の規定によりその旨の届出をするときは、社会福祉法人清算人就任登記完了届(別記様式第15号)に当該登記後の登記簿謄本を添付して、遅滞なく知事に届け出なければならない。</p> <p>(清算終了の届出)</p> <p>第15条 解散した法人の清算人は、法第55条において準用する民法第83条の規定により清算終了の届出をするときは、社会福祉法人清算終了届(別記様式第16号)に清算書を添付して、遅滞なく知</p>	<p>(設立登記の届出)</p> <p>第3条 法人は、法第28条第1項の規定により設立の登記をしたときは、社会福祉法人設立登記完了届(別記様式第2号)に当該登記に係る登記事項証明書及び登記所に届け出た印鑑の証明書を添付して、遅滞なく知事に届け出なければならない。</p> <p>(役員異動の届出)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の届出が新たに就任する役員に係るものであるときは、その者の就任承諾書、印鑑登録証明書及び履歴書を添付し、代表権を有する理事の就任に係るものであるときは、変更の登記後の登記事項証明書を添付しなければならない。</p> <p>(定款の変更認可の申請等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 定款の変更の認可を受けた法人は、当該定款の変更認可に伴い法第28条第1項の規定により変更の登記をしたときは、社会福祉法人変更登記完了届(別記様式第6号)に変更の登記後の登記事項証明書を添付して、遅滞なく知事に届け出なければならない。</p> <p>(基本財産の処分の申請)</p> <p>第8条 法人は、基本財産を処分し、又は担保に供することについて、定款の定めるところにより知事の承認を受けようとするときは、基本財産の処分にあつては社会福祉法人基本財産処分承認申請書(別記様式第8号)に、基本財産の担保提供にあつては社会福祉法人基本財産担保提供承認申請書(別記様式第9号)に、それぞれ次に掲げる書類を添付して、知事に正副2部を提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 処分し、又は担保に供する物件が不動産の場合は、当該物件の登記事項証明書及び価格評価書</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(仮理事選任の請求)</p> <p>第11条 法第39条の3の規定により仮理事の選任の請求をしようとする利害関係人は、社会福祉法人仮理事選任請求書(別記様式第11号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法人の登記事項証明書</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(解散の認可又は認定の申請等)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 解散の認可又は認定を受けた法人は、解散の登記及び清算人の就職の登記をしたときは、社会福祉法人解散登記等完了届(別記様式第13号)にこれらの登記後の登記事項証明書を添付して、遅滞なく知事に届け出なければならない。</p> <p>(清算人就任の届出)</p> <p>第14条 解散した法人の清算中に就職した清算人は、法第46条の7の規定によりその旨の届出をするときは、社会福祉法人清算人就任登記完了届(別記様式第15号)に当該登記後の登記事項証明書を添付して、遅滞なく知事に届け出なければならない。</p> <p>(清算終了の届出)</p> <p>第15条 解散した法人の清算人は、法第47条の3の規定により清算終了の届出をするときは、社会福祉法人清算終了届(別記様式第16号)に清算書を添付して、遅滞なく知事に届け出なければならない。</p>

事に届け出なければならない。

（合併認可の申請等）

第16条 [略]

2 合併の認可を受けた法人のうち、合併により設立したもの又は合併後存続するものは、合併による解散の登記及び合併による設立の登記又は合併による変更の登記をしたときは、社会福祉法人合併完了届（別記様式第18号）にこれらの登記後の登記簿謄本を添付して、遅滞なく知事に届け出なければならない。

様式第4号（第5条関係）

[略]

（注意）

1 [略]

2 代表権を有する理事の就任の場合には、変更の登記後の登記簿謄本を添付すること。

様式第6号（第6条関係）

[略]

（注意） この届には、変更登記後の登記簿謄本を添付すること。

様式第13号（第12条関係）

[略]

当法人の解散に伴い、解散及び清算人の登記が完了したので、登記簿謄本を添えて届け出ます。

様式第15号（第14条関係）

社会福祉法人清算人就任登記完了届

[略]

当法人は、下記のとおり清算人の異動があり、新たに清算人就任登記を行いましたので、登記簿謄本を添えて届け出ます。

[略]

様式第18号（第16条関係）

[略]

当法人の合併が完了しましたので、関係登記簿謄本を添えて届け出ます。

[略]

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

訓 令

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成20年11月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第27号

本 庁  
各出先機関

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第1（第3条関係） [略]	別表第1（第3条関係） [略]
付表 1 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定による公益法人の設立許可に関する <u>こと</u> 。	1 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条の規定による認定及び第25条第1項の規定による合併による地位の承継の認可並びに一





2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人及び特例財団法人に関する事務（この訓令による改正前の宮崎県事務決裁規程別表第2の5の項に掲げる事務に限る。）に係る専決区分については、なお従前の例による。

**教育委員会規則**

県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則及び県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

宮崎県教育委員会委員長 大 重 都志春

**宮崎県教育委員会規則第12号**

**県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則及び県教育庁組織規則の一部を改正する規則**

（県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部改正）

第1条 県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則（昭和41年宮崎県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（教育長への委任） 第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 （1）～（19） [略] （20） 教育に関する <u>公益法人</u> 及び公益信託に関する事務のうち許可、認可及び承認に関すること。 （21）～（30） [略] （専決） 第5条 教育委員会は、第2条各号に掲げる事務のうち、次に掲げる事務を教育長に専決させるものとする。 （1）～（14） [略] （15） 教育に関する <u>公益法人</u> 及び公益信託に関する事務のうち認可及び承認に関すること。 （16）～（25） [略] 2 [略]	（教育長への委任） 第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 （1）～（19） [略] （20） 教育に関する <u>特例民法法人</u> 及び公益信託に関する事務のうち許可、認可及び承認に関すること。 （21）～（30） [略] （専決） 第5条 教育委員会は、第2条各号に掲げる事務のうち、次に掲げる事務を教育長に専決させるものとする。 （1）～（14） [略] （15） 教育に関する <u>特例民法法人</u> 及び公益信託に関する事務のうち認可及び承認に関すること。 （16）～（25） [略] 2 [略]

（県教育庁組織規則の一部改正）

第2条 県教育庁組織規則（昭和50年宮崎県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定を下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（総務課の分掌事務） 第2条 総務課においては、次の事務をつかさどる。 （1）～（14） [略] （15） 教育に関する <u>公益法人</u> 及び公益信託に関すること。 （16）～（20） [略]	（総務課の分掌事務） 第2条 総務課においては、次の事務をつかさどる。 （1）～（14） [略] （15） 教育に関する <u>特例民法法人</u> 及び公益信託に関すること。 （16）～（20） [略]

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

宮崎県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

宮崎県教育委員会委員長 大 重 都志春

**宮崎県教育委員会規則第13号**

**宮崎県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則**

宮崎県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則（昭和44年宮崎県教育委員会規則第7号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。



## 教育長訓令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成20年11月28日

宮崎県教育委員会教育長 渡 辺 義 人

宮崎県教育委員会教育長訓令第 6 号

本 庁  
各出先機関  
各教育機関

## 宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程（平成 7 年宮崎県教育委員会教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後								
別表第 1（第 3 条関係） 本庁共通専決事項						別表第 1（第 3 条関係） 本庁共通専決事項								
事 務	事 項	専 決 区 分					事 務	事 項	専 決 区 分					
		教育 長	教育 次長	課（ 室） 長	課（ 室） 長 補 佐	担 当 リ ー ダ ー			教育 長	教育 次長	課（ 室） 長	課（ 室） 長 補 佐	担 当 リ ー ダ ー	
1 教 育 委 員 会 の 付 議 事 項 案 に 関 する 事 務	(1) 県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則（昭和41年宮崎県教育委員会規則第1号）第2条及び第3条の規定により、教育委員会に付議しなければならない次に掲げる事項の原案作成に関すること。 ア～ツ [略] テ 教育に関する <u>公益法人及び公益信託</u> に関する事務のうち、許可に関すること。 ト～ノ [略]	[略]					1 教 育 委 員 会 の 付 議 事 項 案 に 関 する 事 務	(1) 県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則（昭和41年宮崎県教育委員会規則第1号）第2条及び第3条の規定により、教育委員会に付議しなければならない次に掲げる事項の原案作成に関すること。 ア～ツ [略] テ 教育に関する <u>特例民法法人及び公益信託</u> に関する事務のうち、許可に関すること。 ト～ノ [略]	[略]					
[略]						[略]								
別表第 2（第 4 条関係） 本庁各課（室）特定専決事項						別表第 2（第 4 条関係） 本庁各課（室）特定専決事項								
課（室）	事 項	専 決 区 分					課（室）	事 項	専 決 区 分					
		教育 長	教育 次長	課（ 室） 長	課（ 室） 長 補 佐	担 当 リ ー ダ ー			教育 長	教育 次長	課（ 室） 長	課（ 室） 長 補 佐	担 当 リ ー ダ ー	
1 総 務 課	[略] (15) <u>公益法人及び公益信託</u> に関する報告及び届出の受理並びに報告の徴収	[略]					1 総 務 課	[略] (15) <u>特例民法法人及び公益信託</u> に関する報告及び届出の受理並びに報告の	[略]					

に関する事。	徴収に関する事。
[略]	[略]

附 則

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

**公安委員会規則**

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

宮崎県公安委員会委員長 田 代 知 代

**宮崎県公安委員会規則第 6 号**

**宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則**

宮崎県警察の組織に関する規則（昭和56年宮崎県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(警務課) 第 6 条 警務課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(9) [略] (10) <u>公益法人</u> 及び公益信託の監督事務の総合調整並びに警務課の所管に係る <u>公益法人</u> の監督事務に関する事。 (11)～(18) [略] 2～8 [略] (厚生課) 第 9 条 厚生課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(4) [略] (5) 厚生課の所管に係る <u>公益法人</u> の監督事務に関する事。  (6)～(8) [略] (生活安全企画課) 第11条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(7) [略]  (8)～(12) [略] (13) 生活安全企画課の所管に係る <u>公益法人</u> の監督事務に関する事。 (14) [略] 2～8 [略] (少年課) 第12条の 2 少年課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(7) [略] (8) <u>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）の施行に関する事。</u> (9) [略] (組織犯罪対策課) 第16条の 2 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(3) [略] (4) 組織犯罪対策課の所管に係る <u>公益法人</u> の監督事務に関する事。 (5)～(10) [略] 2～5 [略]	(警務課) 第 6 条 警務課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(9) [略] (10) <u>特例民法法人</u> 及び公益信託の監督事務の総合調整並びに警務課の所管に係る <u>特例民法法人</u> の監督事務に関する事。 (11)～(18) [略] 2～8 [略] (厚生課) 第 9 条 厚生課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(4) [略] (5) 厚生課の所管に係る <u>特例民法法人</u> の監督事務に関する事。 。 (6)～(8) [略] (生活安全企画課) 第11条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(7) [略] (8) <u>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）の施行に関する事。</u> (9)～(13) [略] (14) 生活安全企画課の所管に係る <u>特例民法法人</u> の監督事務に関する事。 (15) [略] 2～8 [略] (少年課) 第12条の 2 少年課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(7) [略]  (8) [略] (組織犯罪対策課) 第16条の 2 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(3) [略] (4) 組織犯罪対策課の所管に係る <u>特例民法法人</u> の監督事務に関する事。 (5)～(10) [略] 2～5 [略]

<p>(交通企画課)</p> <p>第20条 交通企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 交通企画課の所管に係る<u>公益法人</u>の監督事務に関すること。</p> <p>(10)～(12) [略]</p> <p>(交通規制課)</p> <p>第22条 交通規制課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 交通規制課の所管に係る<u>公益法人</u>の監督事務に関すること。</p> <p>(7) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(運転免許課)</p> <p>第23条 運転免許課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 運転免許課の所管に係る<u>公益法人</u>の監督事務に関すること。</p> <p>(10) [略]</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>(交通企画課)</p> <p>第20条 交通企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 交通企画課の所管に係る<u>特例民法法人</u>の監督事務に関すること。</p> <p>(10)～(12) [略]</p> <p>(交通規制課)</p> <p>第22条 交通規制課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 交通規制課の所管に係る<u>特例民法法人</u>の監督事務に関すること。</p> <p>(7) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(運転免許課)</p> <p>第23条 運転免許課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 運転免許課の所管に係る<u>特例民法法人</u>の監督事務に関すること。</p> <p>(10) [略]</p> <p>2～5 [略]</p>
--	--

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

宮崎県公安委員会委員長 田 代 知 代

宮崎県公安委員会規則第7号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																				
<p>様式第40号（第43条関係）</p> <p style="text-align: right;">警察署用</p> <p style="text-align: center;">（1枚目）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">法人の種類</td> <td>1 株式会社 2 有限会社 3 財団法人 4 社団法人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 その他（ ）</td> </tr> </table> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p>	法人の種類	1 株式会社 2 有限会社 3 財団法人 4 社団法人		5 その他（ ）	<p>様式第40号（第43条関係）</p> <p style="text-align: right;">警察署用</p> <p style="text-align: center;">（1枚目）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">法人の種類</td> <td>1 株式会社</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 その他（ ）</td> </tr> </table> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p>	法人の種類	1 株式会社		2 その他（ ）												
法人の種類	1 株式会社 2 有限会社 3 財団法人 4 社団法人																				
	5 その他（ ）																				
法人の種類	1 株式会社																				
	2 その他（ ）																				
<p>様式第40号（第43条関係）</p> <p style="text-align: right;">本部用</p> <p style="text-align: center;">（2枚目表）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">法人の種類</td> <td>1 株式会社 2 有限会社 3 財団法人 4 社団法人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 その他（ ）</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>[略]</p> <p>※ <input type="checkbox"/> 定款・寄附行為等</p> <p><input type="checkbox"/> 登記事項証明書</p> </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>[略]</p> <p>※ <input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本</p> <p><input type="checkbox"/> 登記事項証明書</p> </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>[略]</p> <p>※ <input type="checkbox"/> 定款等</p> <p><input type="checkbox"/> 登記事項証明書</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>添 <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所を記載した名簿</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p><input type="checkbox"/> 診断書</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>添 <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所を記載した名簿</p> </td> </tr> </table> </div>	法人の種類	1 株式会社 2 有限会社 3 財団法人 4 社団法人		5 その他（ ）	<p>[略]</p> <p>※ <input type="checkbox"/> 定款・寄附行為等</p> <p><input type="checkbox"/> 登記事項証明書</p>	<p>[略]</p> <p>※ <input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本</p> <p><input type="checkbox"/> 登記事項証明書</p>	<p>[略]</p> <p>※ <input type="checkbox"/> 定款等</p> <p><input type="checkbox"/> 登記事項証明書</p>	<p>添 <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所を記載した名簿</p>	<p><input type="checkbox"/> 診断書</p>	<p>添 <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所を記載した名簿</p>	<p>様式第40号（第43条関係）</p> <p style="text-align: right;">本部用</p> <p style="text-align: center;">（2枚目表）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">法人の種類</td> <td>1 株式会社</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 その他（ ）</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>[略]</p> <p>※ <input type="checkbox"/> 定款等</p> <p><input type="checkbox"/> 登記事項証明書</p> </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>[略]</p> <p>※ <input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本</p> <p><input type="checkbox"/> 登記事項証明書</p> </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>[略]</p> <p>※ <input type="checkbox"/> 定款等</p> <p><input type="checkbox"/> 登記事項証明書</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>添 <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所を記載した名簿</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p><input type="checkbox"/> 診断書</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>添 <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所を記載した名簿</p> </td> </tr> </table> </div>	法人の種類	1 株式会社		2 その他（ ）	<p>[略]</p> <p>※ <input type="checkbox"/> 定款等</p> <p><input type="checkbox"/> 登記事項証明書</p>	<p>[略]</p> <p>※ <input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本</p> <p><input type="checkbox"/> 登記事項証明書</p>	<p>[略]</p> <p>※ <input type="checkbox"/> 定款等</p> <p><input type="checkbox"/> 登記事項証明書</p>	<p>添 <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所を記載した名簿</p>	<p><input type="checkbox"/> 診断書</p>	<p>添 <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所を記載した名簿</p>
法人の種類	1 株式会社 2 有限会社 3 財団法人 4 社団法人																				
	5 その他（ ）																				
<p>[略]</p> <p>※ <input type="checkbox"/> 定款・寄附行為等</p> <p><input type="checkbox"/> 登記事項証明書</p>	<p>[略]</p> <p>※ <input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本</p> <p><input type="checkbox"/> 登記事項証明書</p>	<p>[略]</p> <p>※ <input type="checkbox"/> 定款等</p> <p><input type="checkbox"/> 登記事項証明書</p>																			
<p>添 <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所を記載した名簿</p>	<p><input type="checkbox"/> 診断書</p>	<p>添 <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所を記載した名簿</p>																			
法人の種類	1 株式会社																				
	2 その他（ ）																				
<p>[略]</p> <p>※ <input type="checkbox"/> 定款等</p> <p><input type="checkbox"/> 登記事項証明書</p>	<p>[略]</p> <p>※ <input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本</p> <p><input type="checkbox"/> 登記事項証明書</p>	<p>[略]</p> <p>※ <input type="checkbox"/> 定款等</p> <p><input type="checkbox"/> 登記事項証明書</p>																			
<p>添 <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所を記載した名簿</p>	<p><input type="checkbox"/> 診断書</p>	<p>添 <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所を記載した名簿</p>																			

<table border="1"><tr><td style="width: 20px;">付 書 類</td><td><input type="checkbox"/> 欠格事由に該当しない旨の誓約書 <input type="checkbox"/> 資機材を保有する旨の誓約書 <input type="checkbox"/> 駐車監視員資格者証の写し(2名以上) <input type="checkbox"/> 事務所に係る資料</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(2枚目裏)</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table>	付 書 類	<input type="checkbox"/> 欠格事由に該当しない旨の誓約書 <input type="checkbox"/> 資機材を保有する旨の誓約書 <input type="checkbox"/> 駐車監視員資格者証の写し(2名以上) <input type="checkbox"/> 事務所に係る資料	[略]		[略]		(2枚目裏)		[略]		<table border="1"><tr><td style="width: 20px;">付 書 類</td><td><input type="checkbox"/> 欠格事由に該当しない旨の誓約書 <input type="checkbox"/> 資機材を保有する旨の誓約書 <input type="checkbox"/> 駐車監視員資格者証の写し(2名以上) <input type="checkbox"/> 事務所に係る資料</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(2枚目裏)</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table>	付 書 類	<input type="checkbox"/> 欠格事由に該当しない旨の誓約書 <input type="checkbox"/> 資機材を保有する旨の誓約書 <input type="checkbox"/> 駐車監視員資格者証の写し(2名以上) <input type="checkbox"/> 事務所に係る資料	[略]		[略]		(2枚目裏)		[略]	
付 書 類	<input type="checkbox"/> 欠格事由に該当しない旨の誓約書 <input type="checkbox"/> 資機材を保有する旨の誓約書 <input type="checkbox"/> 駐車監視員資格者証の写し(2名以上) <input type="checkbox"/> 事務所に係る資料																				
[略]																					
[略]																					
(2枚目裏)																					
[略]																					
付 書 類	<input type="checkbox"/> 欠格事由に該当しない旨の誓約書 <input type="checkbox"/> 資機材を保有する旨の誓約書 <input type="checkbox"/> 駐車監視員資格者証の写し(2名以上) <input type="checkbox"/> 事務所に係る資料																				
[略]																					
[略]																					
(2枚目裏)																					
[略]																					

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

宮崎県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

宮崎県公安委員会委員長 田 代 知 代

宮崎県公安委員会規則第8号

宮崎県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則

宮崎県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和59年宮崎県公安委員会規則第2号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。